牧 管 情 第863号 平成29年 3月31日

関係各位

総務部管理情報課長

市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和等の 試行に関する取扱いについて (通知)

牧之原市建設工事請負契約約款第10条第3項及び牧之原市建設工事執行規則第22条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を試行で緩和するがこの場合は原則次の判断基準によるものとする。

- 1 常駐義務を緩和する場合の判断基準
- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間や、工事の全部の施工を一時中止している期間等、工事現場の作業状況等に応じて、発注者との連絡体制を確保した上で、常駐義務を緩和することができる。
- (2) (1)のほか、工事の規模・内容について、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものでない場合で、次のア及びイを満たす場合、常駐義務を緩和することができる。
 - ア 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができること。
 - イ 現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電 話等で常に連絡が可能であること。
 - ※ 携帯電話での通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所 等に固定電話を設置していること。
- 2 他の工事の現場代理人との兼任を認める場合の判断基準

常駐義務の緩和に伴い他の工事代理人との兼任が可能となるが、市発注工事において 兼任を認める場合は、原則として次の(1)、(2)のいずれかの場合とする。

なお、いずれの場合も、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に基づく主任技術者又は管理技術者の選任義務が緩和されるものではないこと及び市発注工事と市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、判断基準をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定により兼任が認められない場合があることに注意すること。

- (1) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)以上の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額は問わない。)は次のアからエのすべてを満たしていること。
 - ア 兼任しようとする工事の件数は、2件とする。
 - イ 兼任しようとする工事現場間の距離が10km程度の近接した場所であること。
 - ウ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工 に当たり相互に調整を要する工事であること。
 - ※ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工 する場合も含む。
 - エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
- (2) 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金も3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満)は、次のアからウのすべてを満たしていること。ア 兼任しようとする工事の件数は、3件までとする。
 - イ 兼任しようとする工事現場間の距離及び移動時間が一定範囲内であること。 具体的には、工事現場間(兼任しようとする工事のうち最も遠い工事現場間) の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常の交通事情に おける移動時間が概ね20分以内であること。
 - ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。
 - エ 変更契約を行う場合は、変更契約後の請負代金の額(税込み)による区分の判 断基準により、改めて兼任可否の判断を行うこと。

3 現場代理人の兼任申請

(1) 受注者が、他の工事の現場代理人と兼任しようとする場合には、次により申請させること。

ア 市発注工事間で兼任

市発注工事間で兼任しようとする場合は、「現場代理人の兼任申請書」(様式1)により、それぞれの発注担当課に申請すること。

発注担当課は、申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人の兼任承認通知書」(様式2-1)又は「現場代理人兼任否認通知書」(様式2-2)により兼任の可否等を通知すること。

申請者が上記通知書を受理したときは、兼任をしようとする他の工事の発注担当課に通知書の写しを提出させ、発注担当課は兼任をしようとする他の工事の発

注担当課の承認を受けていることを確認すること。

イ 市発注工事と市以外の機関の発注工事との兼任市発注工事と市以外との発注 機関の発注工事間で兼任しようとする場合で兼任しようとする場合、「現場代理 人の兼任申請書」(様式1)により申請すること。

発注担当課は、申請者に兼任しようとする他の工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類(打合せ記録等)の写しを添付又は後日提出させ、兼任しようとする他の工事の発注者が承認していることを確認すること。

4 入札公告、入札執行通知等への記載

市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和及び兼任は、原則として、本通知によるものとし、入札公告、入札執行通知等への記載は行わないものとする。

5 その他

虚偽の申請や施工体制に不備があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績 評定に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置を取ることがある。

6 適用開始

平成29年4月1日から施行する。